

約600項目を
整理・再編

租税特別措置法の見直し 企業が与える影響は?

民主党政権は、「租税特別措置法」を全面的に見直すとしています。ここでは、この法律の概要と、成立を目指す「租税特別措置透明化法案」について、企業への影響をふまえて解説します。

税理士法人ハガックス
税理士・中小企業診断士
芳賀保則

て導入されました。

たとえば、1974年に制定されたガソリン税（揮発油税及び地方揮発油税）の暫定税率は、1973年の第一次オイルショックの際に、石油の消費量を抑制する目的で定められた増税措置です。

また、景気変動の調整とともに、高度成長期以降は「経済成長の促進」を目的として、主に資本蓄積と投資促進に対する特別な減免措置がとられてきました。

研究開発や特定の資産の取得などに対して、税額控除や特別償却を認める減税策などはその一つといえます。

〈性質②：暫定的な規定〉

租税特別措置法的一条（趣旨）には、「当分の間、所得税、法人税（中略）その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し」とあり、この法律があくまで暫定的な措置を定めたものである旨が明記されています。

租税特別措置法の目的が景気調整と経済成長の促進である以上、個々の租税に適用期限を設けるのは当然のことです。

増税策であれば、一時的に多くの税金を払うとしても、いずれ元

常国会での法案成立を目指す「租税特別措置透明化法」に関してみていきます。

租税特別措置法の性質とは

租税特別措置法は、法人税・所得税を中心とする国税全般にわたり、本則とは別に特例措置（租税特別措置）を定める法律です。

地方税法では租税特別措置というものはなく、地方税法の本則や附則において特例措置を規定しています。ここでは、この特例措置も含め、租税特別措置（以下、「租

民主党政権で誕生した新しい政府税制調査会は、10月8日の初会合で、税制の抜本的な見直しを行うなうとし、特に「租税特別措置法」については、ゼロベースから見直すための具体的方策を策定するとなりました。

そこで現在、政府税制調査会では、租税特別措置法に関してプロジェクトチームを設け、見直しの議論を行なっているところですので（図表1参照）。

本稿では、民主党が税のムダ遣いと指摘する租税特別措置法が見直される背景と、2010年の通

の税率に戻ると期待できませんし、減税策であれば、早い段階で設備等の投資を行なおうとするインセンティブを高めることが期待できるからです。

〈性質③：六〇〇項目以上〉

10月20日に行なわれた第二回政府税制調査会において、財務省・総務省が提示した資料によれば、租特は国税関係で三一〇項目、地方税関係で三三八項目の合計六四八項目にのぼります。

租税特別措置法の

問題点

租税特別措置法は、特定の政策を実現するための政策税制であ

図表1 租税特別措置法の見直しの方向性

政府税制調査会のプロジェクトチームでは、以下のような観点から租税特別措置法を見直すとしています。

- ①租税特別措置の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
- ②租税特別措置の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか
- ③租税特別措置に補助金等、他の政策手段と比べて「相当性」が認められるか

*第一回税制調査会配布資料をもとに作成

り、他の法律と同様に、国会の場で審議され決議されます。それではなぜ、租特は民主党から税のムダ遣いとまでいわれているのでしょうか。指摘されている問題点としては、次のようなものが挙げられます。

〈問題点①：増減税額が不明確〉

財務省は毎年の税制改正の際に、租特による増減収見込額を試算し、公表しています。たとえば、2008年度の租特による減税額の試算では、国税の主な措置のみで約七・三兆円にのぼります。

しかし、これはあくまでも仮定に基づく簡便的な試算であり、増減収額が一〇億円以下と見込まれる租特が含まれていないなど、政策判断を行なううえで不十分な数値しか把握できていないのが実情のようです。

さらに、実際の収収が確定した後においても、租特による増減収額の集計は行なわれていません。したがって、「どのような企業がその租特を利用したのか」「租特を利用した企業にどの程度の増減税が実行されたのか」などといった点が把握できていない状況にあります。

〈問題点②：政策効果が不明確〉

政策目的の税制であれば、果たして政策効果が本当に得られたのかという検証が後からされて然るべきでしょう。

たとえば、投資促進に関する租特であれば、それによる投資促進効果がどの程度あったのかを算定し、他の補助金などによる手段で行なった場合との比較検証がされるべきです。

しかし、民主党はマニフェストにおいて、「調査の結果、税務当局も要求官庁も各租特の必要性や効果を十分に検証しておらず、国民への説明責任を全く果たしていない実態が浮かび上がってきました」と述べています。

〈問題点③：特定団体等との癒着による租特の恒久化〉

旧自民党政権下の衆参の予算委員会では、個々の租特について個別に審議することはなく、期限延長や改廃の賛否を一括して採決してきました。

そのため、補助金では予算を確保しづらいものでも、租特であればあまり審議されずに国会を通ることになります。

自民党が特定の団体や業界と癒

着した結果、企業献金などの見返りとして、暫定的な措置であるはずの租特が恒久化していったのではないかと、民主党は指摘しています。

租税特別措置透明化法案の目的と役割

「租税特別措置透明化法案」(租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案)は、民主党が先の通常国会に提出し、廃案となった法案です。民主党のマニフェストにも掲げられ、2010年1月からの通常国会での成立を目指しています。

租税特別措置透明化法の目的は、租特に関し、基本理念や国の責務、適用実態調査と正当性の検証等について定め、租特の整理・合理化を推進し、「公平性・透明性」の高い税制の確立に寄与することです。

租特の適用を受けた納税者には、税務申告書にその明細報告を義務づけることで、実際に適用された租特の税額を正確に把握し、事前に試算した見込額との差を比較・検討し、適用状況や政策評価等を明らかにしたうえで、租特の

図表2 今年度末に適用期限が切れる租特の一例

増減税	項目	条文
1 減税	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	67条の5
2 減税	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（増加額等に係る措置）	42条の4
3 減税	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	42条の6
4 減税	情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	42条の11
5 増税	交際費等の損金不算入	61条の4
6 増税	使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例	62条

恒久化・廃止の方向性を明確にするとしています。
 なお、現在のところ、どのような様式の明細書の添付が必要となるかは明らかにされていません。いずれにせよ、適用となる税法が本法（法人税法や所得税法）なのか、租税特別措置法なのかを確認しておく必要があるでしょう。

租特の見直しは 税制改正に反映されるか

これまで税制改正は、11月下旬に政府税制調査会が答申を出し、これを受け、税制改正大綱を12月に公表、1月に閣議決定し、2月に税制改正法案を国会に上程のうえ、3月に国会で可決・成立、というプロセスを繰り返してきました。

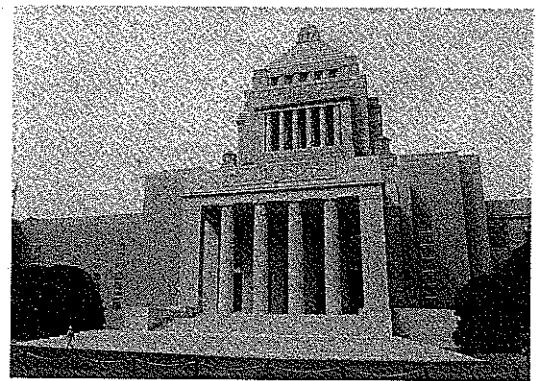
民主党は、今回の租特の見直しに関して、政府税制調査会で設けたプロジェクトチームで、11月中旬までには論点整理を行なうとしています。

しかし、六〇〇項目以上にも及ぶ租特について、「どのような方法で見直すのか」「どのような優先順位で検討するのか」といった点の検討はこれからです。

年度末までの税制改正に、租特の見直しがどこまで反映されるのかが注目されています。

今年度末で期限切れを迎える租特は

今年度末（2010年3月31日）で適用期限が切れる租特は、国税関係で四七項目、地方税関係で七六項目あります。これらは、適用期限が延長されなければ年度末で



写真提供：共同通信社

廃止される措置です。

このなかでも、企業の経理担当者が把握しておきたい租特を図表2にまとめました。

たとえば、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」は、青色申告法人である中小企業者等が三〇万円未満の減価償却資産を取得して事業の用に供した場合、一定の要件のもとに、資産計上せずに損金に算入できるといふ特例です。

この租特が期限切れとなった場合、一〇万円以上二〇万円未満の資産は一括償却資産として三年間で償却し、二〇万円以上の資産は通常の減価償却を行なうこととなります。

これまで何度も延長されてきた特例措置ですので、中小企業の経理担当者のなかには、三〇万円未満の資産は消耗品費の勘定科目で処理するのが当たり前となっている場合も少なくないでしょう。適用期限が切れた後には、資産の勘定科目で計上する必要がありますので注意が必要です。

ただし、第四回政府税制調査会（10月27日）のヒアリングにおいて、日本商工会議所と日本税理士会連合会は、この租特は真に必要なものだと延長・恒久化の要望をしています。これを受けた今後の政府の動向に注目したいところです。

租税特別措置法の見直しによって、企業の経理担当者は、過去の申告書を見直し、自らがどの租特を適用しているかを再確認することが必要となります。そして、それらの適用期限や税制改正による改廃の動向について注意しておくといひでしょう。

なお、税制改正に関する最新の情報は、内閣府税制調査会のホームページ（<http://www.cao.go.jp/zei-cho/index.html>）で確認してください。

本稿は11月5日時点の情報に基づいて執筆しています。